

第5節 被害情報等収集伝達計画

第1項 災害情報の収集

第2項 被害情報の調査要領、伝達

第3項 被害情報の報告基準

第4項 通信計画

第1項 災害情報の収集

《基本方針》

市災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集を行う。

なお、大規模地震発生時における被害情報等の収集伝達について特に留意すべき点は、震災対策編第6章 第2節「災害応急対策活動」第2項「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

1. 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

(1) 被害状況調査等

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害情報の把握内容》

- ア. 人的被害、家屋等の被害状況
- イ. 火災の発生状況
- ウ. 土砂災害等の発生状況
- エ. 住民の行動・避難状況
- オ. 救出・医療救護関係情報
- カ. 交通機関の運行・道路の状況
- キ. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- ク. その他必要な被害報告

2. 災害情報の収集計画

(1) 情報総括責任者の指定：情報収集班

1) 連絡・報告

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その集約を“情報収集班”が行う。

“情報収集班”はその集約を行うため、各班と連絡を密にしておくものとする。

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり情報連絡員を定め、被害の集約を“情報収集班”に報告する。

2) 情報連絡員は各班に1名以上を定める。

各班の情報連絡員は、班長を補佐し、被害状況を集約しとりまとめる。

(2) 災害情報の収集

1) 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。

2) 市は、情報の収集等迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告用紙、調査要領、連絡方法等にしたがい報告する。

3) “情報収集班”において写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるよう、また被害の報告・広報写真として役立つような写真の撮影を行う。

4) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、“地区情報連絡班”を設置し、地元の消防団、区長等と連携して被害状況の収集を行う。

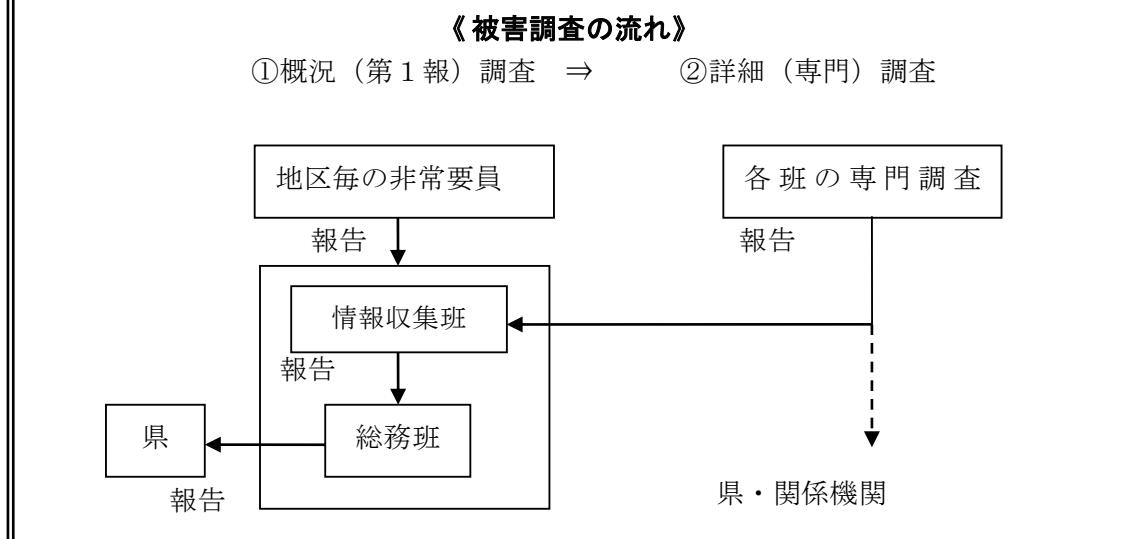
5) 地区情報連絡班は、最寄の“情報収集班” “各班情報連絡員”がこれにあたるものとする。

(3) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる“災害調査部隊”等を編成して被害状況を調査する。

《被害調査の流れ》

①概況（第1報）調査 ⇒ ②詳細（専門）調査



第2項 被害情報の調査要領、伝達

1. 被害状況の調査要領【資料編*1 参照】

次の点に留意し、被害状況を的確に調査し伝達する。

(1) 被害情報項目

《被害情報の項目》

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時・場所または地域
- ウ. 被害の状況、写真
- エ. とられている対策
- オ. 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害状況等の収集と、調査は、関係機関、諸団体及び自主防災組織等の協力を得ながら実施するものとする。

(3) 各班は、災害が発生したときは、直ちに災害調査担当を編成して被害状況等を調査する。

(4) 被害認定基準【資料編*2*3 参照】

被害状況調査にあたっては、救助法適用の「被害認定基準」に基づき判定するものとする。

(5) “情報収集班”は、所轄警察署及び消防本部と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたるものとする。

(6) 被害の程度の調査にあたっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

(7) 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力を得て概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し即報する。

(8) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(9) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

(10) “情報収集班”は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておくものとする。

2. 被害情報の伝達、報告

(1) 被害情報の伝達系統

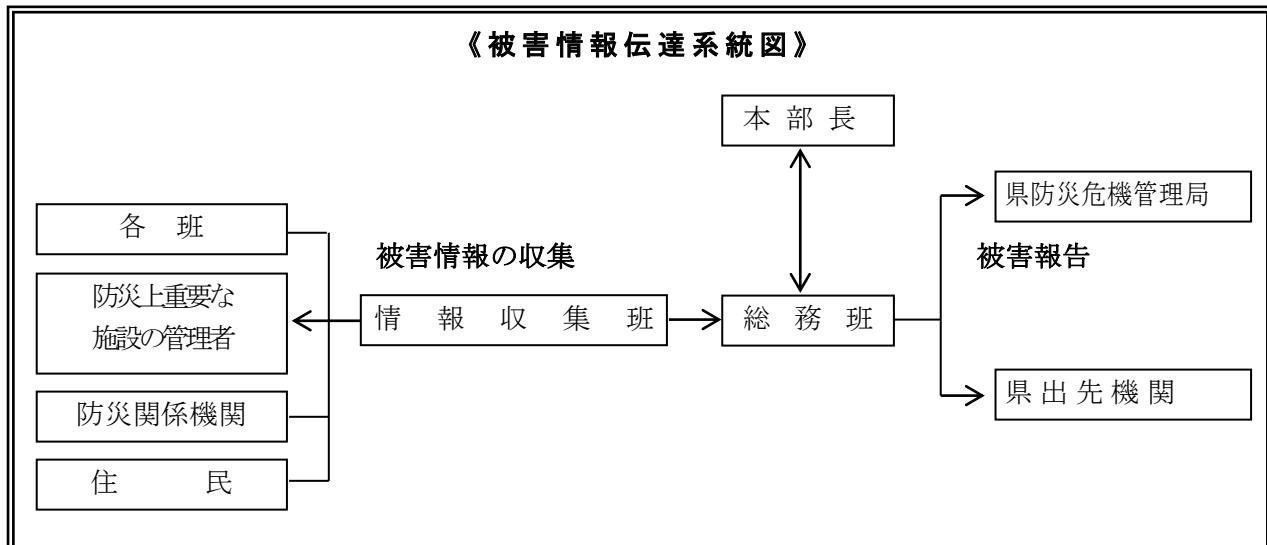
基本法及び他の法令の規定に基づく被害の情報収集は“情報収集班”が行う。

収集した被害情報については、次に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。

*1 資料 3.5.1 「被害状況等の調査・報告事項」

*2 本章第2節第1項「災害救助法の適用規準」

*3 資料 3.5.1 「被害状況等の調査・報告事項」



- 1) 各部の情報連絡担当員は部内とりまとめのうえ、被害状況の調査報告を“情報収集班”に報告する。総務班は、最終的な被害情報を総括表にまとめておく。
- 2) 地区情報連絡班長は被害情報を集約し、“情報収集班”へ被害状況を報告する。

第3項 被害情報の報告基準

1. 被害情報の報告要領【資料編*4 参照】

市は、迅速に概略情報の収集を行い、緊急の場合は災害即報等の所定の様式によらず、直接、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

(1) 県への報告

市は、災害が発生したとき、基本法第53条第1項に基づき、速やかに、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

(2) 県への報告要領

1) 被害状況等の報告

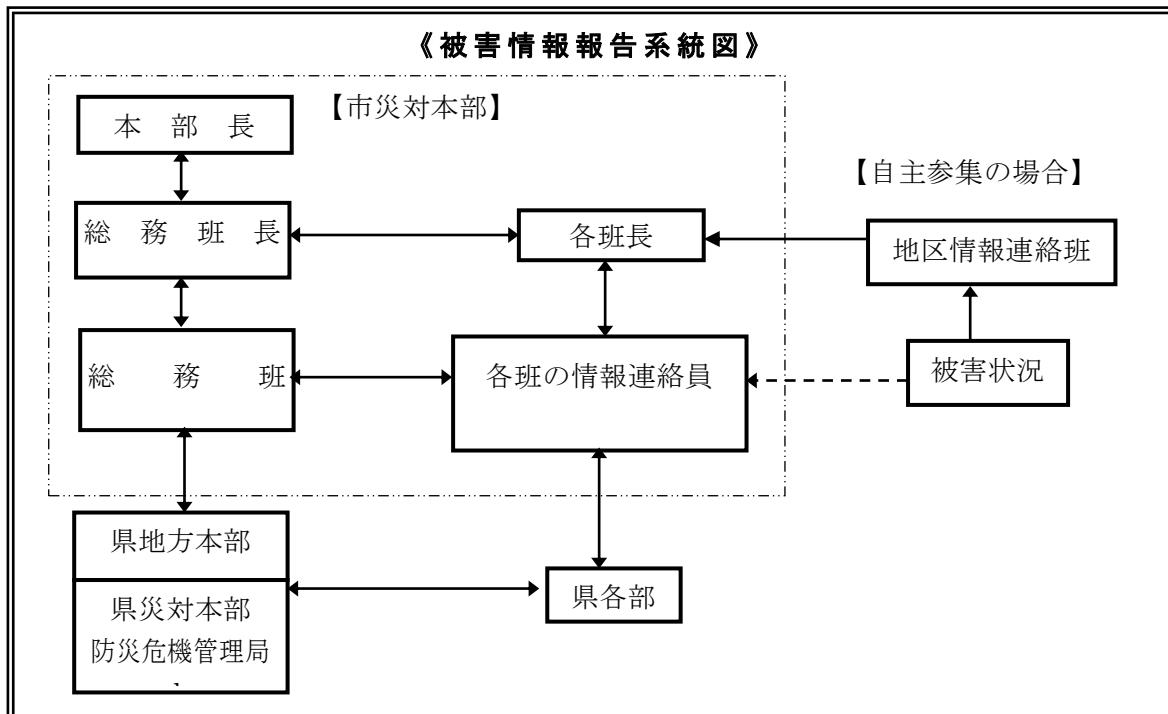
基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「福岡県災害調査報告実施要綱（県地域防災計画）」の定めるところによる。

*4 ● 資料 3.5.2 「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

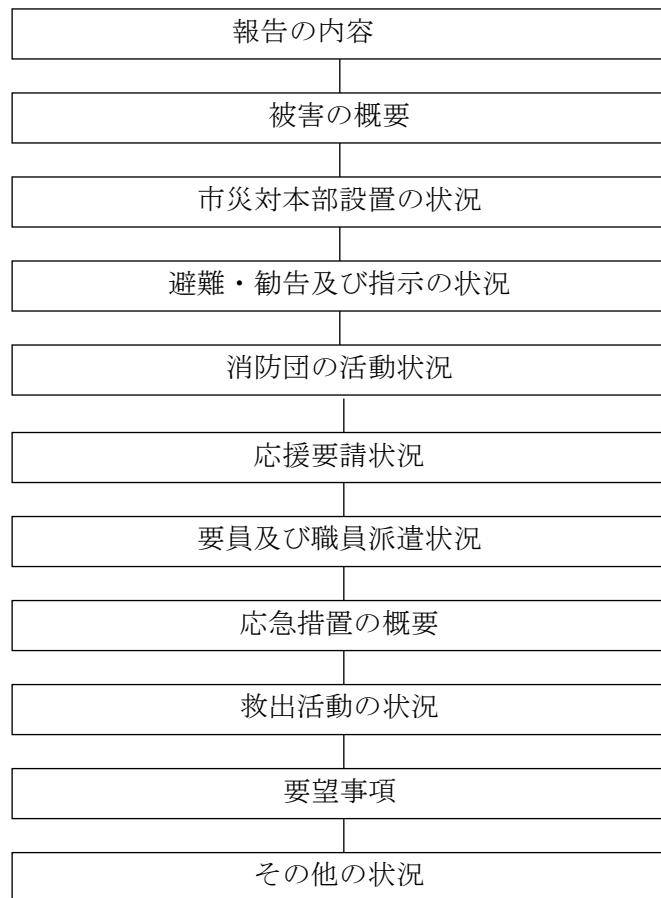
2) 報告要領

区分	責任者	様式	摘要
(1) 災害概況及び被害状況即報(即報)	市長 総務班長	様式第1号 様式第2号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、または避難が行われた場合、直ちに災害概況即報（様式第1号）を県防災行政無線または電話（ファクシミリを含む。）をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場合はその都度遅滞なく様式第2号を提出する。 前記報告の他、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎日、定められた時間までに報告する。
(2) 災害概況詳報(詳報)	市長 総務班長	様式第2号 様式第3号	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に様式第2号または第3号にて報告する。
(3) 被害状況確定報告(確定報告)	市長 総務班長 各部門別担当班長	様式第2号 様式第3号 各部門別様式	応急対策を終了したとき、または市災対本部を解散した日から15日以内に様式第2号または様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。

3) 各班の被害情報報告の流れ



《基本法第53条に規定された被害状況等の報告要領》



《報告の種類》

被害状況等の報告

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。

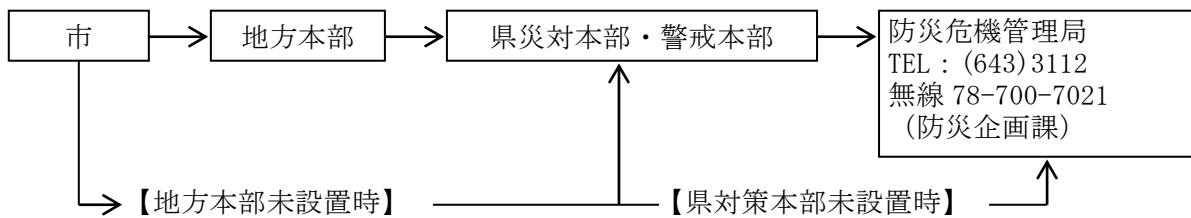
即 報	初期段階で被害の有無及び程度の全般的状況について県防災行政無線または電話で直ちに報告し、以後遅滞なく様式第1号、様式第2号を提出する。
詳 報	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日から5日以内に様式第3号で報告する。
確 定 報 告	応急対策が終了したとき、様式第2号、様式第3号で15日以内に報告する。

《県への被害状況報告系統》

(1) 各班の報告

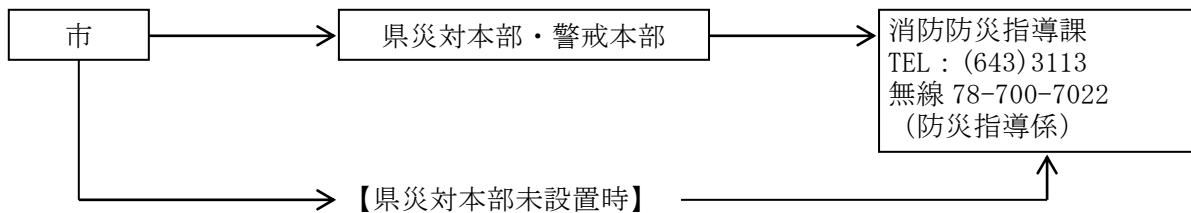
1) 災害概況及び被害状況即報（総務班）

(様式第1号・様式第2号の1)



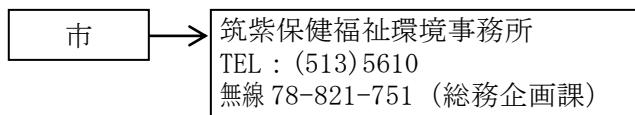
2) 被害状況確定報告（総務班）

(様式第2号の1)



3) 保健福祉環境関係被害即報・詳報・確定報告（災害救助班、環境班）

(様式第2号の2)



4) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告（経済班）

(様式第2号の4、様式第3号の2)



5) 農業関係被害即報・詳報・確定報告（経済班）

(様式第2号の5、様式第3号の2から15)



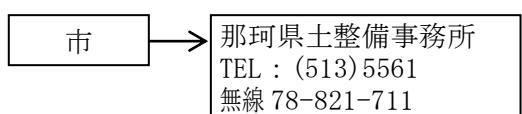
6) 林業関係被害即報・詳報・確定報告（経済班）

(様式第2号の6から10)



7) 土木関係被害即報・詳報・確定報告（建設班）

(様式第2号の13、様式第3号の16)



《県への被害状況報告系統》

8) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告（建設班）

（様式第2号の13、様式第3号の17）



9) 水道関係被害即報・詳報・確定報告（上下水道班）



10) 教育関係被害即報・詳報・確定報告（教育施設班）

（様式第2号の14, 15、様式第3号の17）



第4項 通信計画

1. 非常時の使用通信施設

(1) 防災行政無線の活用【資料編*5 参照】

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、主たる手段として防災行政無線を活用する。

《災害時に使用できる通信施設》

- ◎ ア. 防災行政無線
 - イ. 非常電話・非常電報
 - ウ. 他の機関の専用通信施設
- ◎ エ. 非常無線
 - オ. 消防無線
 - カ. 水防無線
 - キ. 携帯電話
- ◎ ク. 衛星電話

◎ ; 整備が必要

*5 ● 資料 3.5.3 「消防本部無線通信系統」

《筑紫野市無線施設セレコール呼び出し番号一覧表》

番号	設置場所	装置
99	安全安心課	主制御器
01	市民課	遠隔制御器
02	税務課	遠隔制御器
03	財政課	遠隔制御器
04	市民協働推進課	遠隔制御器
05	生活福祉課	遠隔制御器
06	商工農観光課	遠隔制御器
07	交換室保管	遠隔制御器
08	都市計画課	遠隔制御器
09	維持管理課	遠隔制御器
10	教育委員会(教務課)	遠隔制御器
11	上下水道部(企業総務課)	遠隔制御器

本市における無線通信施設は次のとおりである。

《移動局一覧表》

呼出名称	設置個所	無線機
ちくしのぼうさい 1	二日市分団 1号車	車載型
ちくしのぼうさい 2	二日市分団 2号車	車載型
ちくしのぼうさい 3	二日市分団 3号車	車載型
ちくしのぼうさい 4	御笠分団 4号車	車載型
ちくしのぼうさい 5	山家分団 5号車	車載型
ちくしのぼうさい 6	山口分団 6号車	車載型
ちくしのぼうさい 7	筑紫分団 7号車	車載型
ちくしのぼうさい 8	山口分団 8号車	車載型
ちくしのぼうさい 9	筑紫分団 9号車	車載型
ちくしのぼうさい 10	消防本部	車載型
ちくしのぼうさい 11	消防本部	集落用可搬型
ちくしのぼうさい 20	市役所共通車両 No.1	車載型
ちくしのぼうさい 21	市役所共通車両 No.6	車載型
ちくしのぼうさい 22	市役所共通車両 No.9	車載型
ちくしのぼうさい 23	市役所共通車両 No.13	車載型
ちくしのぼうさい 24	市役所共通車両 No.14(文化振興課)	車載型
ちくしのぼうさい 25	市役所共通車両 No.17	車載型
ちくしのぼうさい 26	市役所共通車両 No.18	車載型
ちくしのぼうさい 27	市役所共通車両 No.33	車載型
ちくしのぼうさい 28	市役所共通車両 No.16	車載型
ちくしのぼうさい 29	健康推進課車両(バス)	車載型
ちくしのぼうさい 30	健康推進課車両(バス)	車載型
ちくしのぼうさい 31	上下水道部車両	車載型
ちくしのぼうさい 50	御笠出張所	集落用可搬型
ちくしのぼうさい 51	山口出張所	集落用可搬型
ちくしのぼうさい 52	山家出張所	集落用可搬型
ちくしのぼうさい 53	筑紫出張所	集落用可搬型
ちくしのぼうさい 101		携帯型

《移動局一覧表》

呼出名称	設置個所	無線機
ちくしのぼうさい 102		携帯型
ちくしのぼうさい 103		携帯型
ちくしのぼうさい 104		携帯型
ちくしのぼうさい 105		携帯型
ちくしのぼうさい 106		携帯型
ちくしのぼうさい 107		携帯型
ちくしのぼうさい 108		携帯型
ちくしのぼうさい 109		携帯型
ちくしのぼうさい 110		携帯型
ちくしのぼうさい 111		携帯型
ちくしのぼうさい 112		携帯型
ちくしのぼうさい 113		携帯型
ちくしのぼうさい 114		携帯型
ちくしのぼうさい 115	健康推進課事務所	携帯型
ちくしのぼうさい 116	健康推進課事務所	携帯型
ちくしのぼうさい 117	消防団本部	携帯型
ちくしのぼうさい 118	消防団二日市分団	携帯型
ちくしのぼうさい 119	消防団御笠分団	携帯型
ちくしのぼうさい 120	消防団山家分団	携帯型
ちくしのぼうさい 121	消防団山口分団	携帯型
ちくしのぼうさい 122	消防団筑紫分団	携帯型

2. 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保（西日本電信電話株式会社）

災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、ネットワーク回線網による疎通確保を図る。
- 2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急電話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難場所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話㈱において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171番」をダイヤルし、利用ガイドスにしたがって、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

3. 公衆電気通信施設の利用計画（非常電話、電報）

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

(1) 非常通話

1) 非常電話取扱の承認

市は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

2) 災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合は、非常電話の「102」番をダイヤルしオペレーターに「非常通話」を告げ、承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

災害時優先電話

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

非常通話、緊急通話

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、あるいは緊急事態が発生した場合に救援、復旧等のための必要な事項を内容とする通話であり、交換手扱いで優先的に接続される。あらかじめ電話番号を電話局に登録しておく必要がある。

3) 市が承認を受けた非常電話、通話番号は次のとおりである。

《非常通話電話回線》

最初に「102」番をダイヤル

No.	電話設置場所	電話番号	非常電話番号
1	安全安心課	092-923-0183	102-092-923-0183
2	常松浄水場	092-926-2895	102-092-926-2895

2回線

(2) 非常緊急電報

非常扱いの電報、または緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関
通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

4. 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

- (1) 天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、西日本電信電話㈱が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報、または救いを求める内容とする電報であって、西日本電信電話㈱が定める条件とする。

5. その他の通信施設利用計画

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができます。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

通信施設が優先利（使）用できる主な機関名は次のとおりである。

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申込窓口
市長 消防団長 消防機関の長	県（防災行政無線）	那珂県土整備事務所
	県警察本部	筑紫野警察署
	九州地方整備局	
	福岡国道事務所	福岡維持出張所
	九州旅客鉄道（株）	二日市駅
	九州電力株式会社	福岡南営業所

利（使）用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込む。

《専用通信施設利用申込要領》

- ア. 利（使）用しようとする理由
- イ. 通信の内容
- ウ. 発信者及び受信者

(2) 非常無線通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。次の計画に定めるところにより依頼する。

1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2) 非常無線通信の依頼先

福岡地区非常無線通信協議会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

3) 非常無線通信としての通信内容

非常無線通信の内容は次のとおりである。

《非常無線通信内容》

- ア. 人命の救助、避難所の保護に関するもの
- イ. 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- ウ. 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ. 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- オ. その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等、災害に関して緊急措置を要するもの

4) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（なければ普通の用紙で可。）にカタカナまたは普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

《非常無線の通信文記載要綱》

- ア. 宛先の住所、氏名（職名）及びわかれれば電話番号
- イ. 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
- ウ. 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信者の住所、氏名（職名）及びわかれれば電話番号

(3) パソコン通信の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

(4) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(5) 航空機との交信

《災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法》

1) 地上から航空機に対する信号の種類

旗色	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	摘 要
赤旗	緊急事態 発 生	人命に関する非常事態 (患者または緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を行い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態 発 生	食糧または飲料水の不足等異常が発生している。	市役所または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける。）

3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信 号 の 内 容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に使う。

4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向きを吹き流し、またはT字形（風向き→↑）で明確に示す。